

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年6月18日（月）午後3時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 たぐち よしのり むくした たもつ みやもと まさはる もりやま たかゆき
6田口 慶則・7棕下 保・14宮本 政春・15守山 孝之
なかたに ひでや ゆうき しんぞう もろと よしあき なかの こ
16中谷 秀也・18結城 晋三・20諸戸 善昭・22中野たつ子

以上8名

欠席部会委員 にしもり よしのり かたおか まさいく
17西森 偉統・23片岡 眞郁

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・長谷川事務局次長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 たぐち よしのり むくした たもつ
6田口 慶則・7棕下 保

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第6回第2農地部会を開会いたします。本日は2人欠席、17番西森偉統委員、23番片岡眞郁委員です。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

6番田口慶則委員・7番椋下保委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第3号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 報告事項について説明させていただきます。失礼ですが座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は6,811㎡で、その内訳は田が4,840㎡、畑が1,971㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから5ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から9で、件数は合計で9件、合計面積は37,497㎡で、その内訳は田が21,917㎡、畑が15,580㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、共同住宅用地
でございます。

以上、件数は1件で、面積は畑で682㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願いします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 波瀬、受人 _____、面積 34,895㎡、渡人 _____、
面積 664㎡、申請地 一志町波瀬十王寺 _____、台帳地目・現況
地目とも畑、面積 664㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲
り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大三、受人 _____、面積 6,076㎡ 渡人 _____
、面積 36㎡ 申請地 白山町二本木向下 _____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積36㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、耕作の
利便を図ろうとするものです。

番号3、地区 太郎生、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面
積 2,906㎡ 申請地 美杉町太郎生ミナミ _____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 25㎡ 外1筆、合計面積 229㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を
譲り受け、美杉地域における空き家取得に伴う別段面積を適用して、農地を取
得するものです。

番号4、地区 下之川、受人 _____、面積 0㎡ 渡人 _____、面
積 2,683㎡ 申請地 美杉町下之川新宮山 _____、台帳地目 田、現
況地目 畑、面積 655㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を
譲り受け、美杉地域における空き家取得に伴う別段面積を適用して、農地を取
得するものです。

番号5、地区 下之川、受人 _____、面積 0㎡ 渡人 _____、面
積 3,934.91㎡ 申請地 美杉町下之川戸木 _____、台帳地目・現
況地目とも田、面積 809㎡ 外1筆、合計面積 1,718㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を廃止する渡人から申請地を
譲り受け、美杉地域における空き家取得に伴う別段面積を適用して、農地を取
得するものです。

なお、渡人が遠方による営農廃止となっておりますが、当案件のほか、議案第
2号の番号13で5条の所有権移転の案件があり、これらにより渡人の農地面
積が0㎡になるということでございます。

以上、件数は5件、合計面積は、3,302㎡、このうち田が2,373㎡、
畑が929㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面
積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
宮本委員	14番、宮本です。8日に事務局と地元推進委員立会いのもとで確認をしてみました。譲受人は担い手さんでしっかりとやってみえる。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。8日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当で確認をしてみました。_____から北へ約200mのところにあります。受人と渡人は隣同士でその近接地にある畑を取得するという事です。このまま畑で使用されるので何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。3番から5番、お願いします。
結城委員	18番、結城でございます。太郎生3番、下之川4番、5番の説明をいたします。太郎生3番については、8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は相続をした農地の管理ができないために、空き家を購入し移住してくる方に譲渡するという事です。下之川4番については、8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方にいるため、管理が難しいため譲渡するという事です。受人は自分の家の近くに申請地があるため、古民家ともども買い受けることに合意したという事です。農地は農地で守る。山は山で守るということでございます。5番は8日に会長、部会長、事務局、地元推進委員、行政書士と現地を確認いたしました。渡人は遠方に住んで管理が維持できないということでございます。受人は美杉の土地・建物を買い受け、生活をしていく家の近くで野菜・ハーブなどを栽培して家庭菜園を楽しみたいということでございます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。ただいま、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	いかがですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

8ページから9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 有限会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町西羽野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 780㎡ 外1筆、合計面積 852㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、420.84㎡、設置率は、転用面積の49.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 須ヶ瀬町大通_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 188㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置用地とするものですが、これまでは農業用倉庫として利用していたものを今後は一般倉庫として利用とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町馬屋敷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 793㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を受人が経営する法人の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町八王子田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 291㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、その後当該地を夫が代表を務める法人に賃貸借するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 578㎡ 外1筆、合計面積 1,073㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の44.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 _____、賃借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山425番1、台帳地目・現況地目とも畑、面積 552㎡ 外2筆、合計面積 1,516㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を市内養護学校の生徒送迎用バスの駐車場及び事務所用地とするもので、受人が代表を務める会社に賃貸借しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大井、受人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____、申請地 一志町井生南大道 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 1 2 m² 外3筆、合計面積 6 1 6 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、神社参拝者用の駐車場・駐輪場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一志町小山鳥居ノ本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 4 5 m² 外1筆、合計面積 2 7 6 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻ノラ田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 1 9 m² 外1筆、合計面積 5 3 7 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅・倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高岡、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3, 1 8 3 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を牛舎建築用地とするものです。農地区分は、現在、農用地区域内農地でございますが、5月18日に農業施設用地への用途区分変更申請が提出されました。これにより許可が下りますと、不許可の例外に当たります農業用施設の建築に該当することから、妥当なものであると思われまます。

番号11、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野北垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 3 7 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は561.6 m²、設置率は、転用面積の41%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 倭、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 申請地 白山町南出猫座 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 9 5 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は420.84 m²、設置率は、転用面積の44.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川西切 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 9. 9 1 m² 外2筆、合計面積 2, 2 1 6. 9 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林地とするものですが、昭和60年頃に土地の管理が困難になり山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区

分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上アオリヤ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 932㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から隣接する申請地を譲り受け、申請地を駐車場・庭用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は、14,795.91㎡、このうち田が5,904㎡、畑が8,891.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、14番、地区を川上でよろしく願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番と2番、願います。

田口委員 6番、田口です。8日に現地確認してまいりました。詳細については事務局の説明どおりでございます。1番は _____ から西へ約500mのところ、何ら問題ないと思います。2番は _____ から南の堤防沿い約200mのところ。これも事務局の説明どおりですのでよろしく願います。なお、1番2番とも地元推進委員3名と現地確認しております。

議長 ありがとうございます。3番、4番、5番、6番願います。

椋下委員 7番、椋下でございます。3番ですが6月8日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員4名と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所につきましては、 _____ から南へ約250mのところでございます。事務局の説明のとおりで何ら問題はないと思います。4番ですが、6月8日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員4名と事務局、私とで確認をさせていただきました。場所は _____ から東へ約1000mのところでございます。事務局の説明のとおりで何ら問題はないと考えます。5番でございますが、6月8日午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員4名と事務局3名と私とで確認をしてまいりました。 _____ から250mのところでございます。事務局の説明のとおりでございますが、少し補足をさせていただきますと、まず1点目は、現地確認の時に申請者が不在でしたが、地元推進委員から、転用の目的に係る詳細な理由の表記が悪いとのご指摘がございまして、譲渡人が労力不足のため営農が困難で離農したいのではなく、ソーラーパネルを設置することが目的であるとのことでした。2点目は、現場に境界杭が設置されていましたが、境界とフェンスの位置関係が不明でしたので後日確認したところ、フェンスは境界から1m80cm離れた所に設置するという報告をいただきました。3点目は、地元推進委員から、雨水の処理方法に関し確認がございまして、下流へ流しても良いが、大雨が降ったときに災害が起こらないように配慮してほしいという要望があり、後日伝えたところ承諾していただきました。6番でございますが、8日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員4名と事務局3名と私とで確認をしてまいりました。現場は _____ から南へ約100mのところ、事務局の説明のとおり何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議願います。

議 長 ありがとうございます。7番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。8日に守山会長と片岡委員、地元推進委員立会いの元で確認をしてきました。_____の駐車場用地にするということで、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。8、9、10番お願いします。

守山委員 15番、守山です。8番と9番と10番説明させていただきます。まず8番ですが8日、宮本、守山、片岡の3名の委員と地元推進委員が現地の説明を、家屋調査士から受けました。場所は大山地区で_____へ進入する道路の側です。東西南に住宅が建っております。細かいことは事務局の説明どおりでございます。9番の高岡地区も同じ日に、家屋調査士から説明を受けました。場所は_____の西側になります。これも詳細は事務局の説明どおりでございます。10番の高岡地区の_____であります。高岡地区の地元推進委員2名の委員と、家屋調査士の説明を受けました。これも事務局の説明どおりであり、当案件に関連する議案はこれまでも数回審議いただいているところです。以上よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。11番、12番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。11番の大三ですが、6日に会長、部会長、事務局、西森、中谷の両委員、地元推進委員と白山総合支所担当者と確認してまいりました。場所は三ヶ野地区の_____というお寺の北側50mほどのところにあります。在所の北側に位置するところでも出入りも狭く、耕作に困難なところでもあるので何ら問題はないかと思われまます。12番の倭ですが、場所は_____から南へおよそ200mのところにあります。西森、中谷の両委員、地元推進委員、白山総合支所担当者と確認してまいりました。この地区は自治会と業者さんが覚書を交わしてみえるので何ら問題はないかと思われまますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。13番、14お願いします。

結城委員 18番、結城です。まず13番の下之川ですが、8日に会長、部会長、事務局と地元推進委員と我々で現地を確認いたしました。受人は、土地・建物を買いました。現況が山林の土地も取得してそのまま山林で保有したということです。よろしくお願いします。14番の川上ですが、8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。他の車に迷惑がかからないよう、駐車場を拡張するとのこと。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました

議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____株式会社中部支店 執行役員支店長 _____、貸人 _____、申請地 久居野村町北小膳田_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 182㎡ 外3筆、合計面積 958㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に許可日から平成31年4月30日までの約10か月間の賃貸借権を設定し、申請地を一時転用として道路工事用の資材置場・駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 倭、借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____ 外2名、申請地 白山町南出西出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 876㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は480.96㎡、設置率は、転用面積の54.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,834㎡、このうち田が1,477㎡、畑が357㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。場所は中勢バイパスの_____から西へ約50mのところですか。_____拡幅工事に係る材料置場として一時的に利用したということですか。久居事務局と諸戸委員、椋下委員、そして私と地元推進委員2名とで見てまいりましたが、何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。8日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山総合支所

の担当者とで確認をしてまいりました。場所は、_____から北へおよそ300mから400mのところですか。ここも地元の自治会と覚書を交わして問題に対処されるということで、何ら問題はないかと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思ひます。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 倭、借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____ 外3名、申請地 白山町中ノ村くぐりや_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 330㎡ 外3筆、合計面積 1,224㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、472.32㎡、設置率は、不整形地のほか、樹木や建物等により日当たりが悪くなる部分を避けて設置するため、転用面積の38.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は畑で1,224㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひします。

中谷委員 16番、中谷です。8日に会長、部会長、事務局、西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当者で確認をしてまいりました。場所は国道165号線、倭地区の_____から北へ約50mのところですか。_____のすぐ西側になります。果樹園に一部なっておりますが、何ら問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	12ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 恐れ入りますが、番号1については、現在補正中のため、今回の議案からは削除をお願いいたします。これに伴いまして、下の合計欄ですが、件数は2件で、合計面積618㎡、このうち田が85㎡、畑が533㎡に訂正をお願いいたします。 番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町上鴻野_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 533㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 高岡、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町高野小角_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 85㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に50年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件で、合計面積は618㎡、このうち田が85㎡、畑が533㎡に訂でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員の説明をいただきます。2番、お願いします。
棕下委員	7番、棕下でございます。6月8日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員4名と事務局と私とで確認してまいりました。場所は_____から北へ約300mのところ、事務局説明どおりでございます。何ら問題はないと考えま

すのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。8日に宮本、守山、片岡の3委員と地元推進委員2名、一志総合支所2名の職員が現地で説明を受けました。_____の中心地であり、貸人の娘さんという説明を受けました。ここの敷地内の一部に田があるというような状況で、隣接する田の端まで納屋が建っており、その納屋を壊し一体利用という形で住宅を建てるという説明を受けましたのでよろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第6号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1 地区 川合、願出者 _____、申請地 一志町片野北浦_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 28㎡。

これにつきましては、提出されております平成2年4月30日国土院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに住宅があることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2 地区 下之川、願出者 _____、申請地 美杉町下之川山田垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 854㎡ 外1筆、合計面積 1,055㎡。

これにつきましては、提出されております平成2年4月30日国土院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに山林及び住宅があることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3 地区 下之川、願出者 _____、申請地 美杉町下之川上広_____
____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 181㎡ 外1筆 合計面積 4
52㎡。

これにつきましては、提出されております平成7年4月27日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに住宅があることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は3件、面積は、畑で1, 535㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。8日に一志3名の農業委員と地元推進委員2名が、現地で家屋調査士の説明を受けました。詳細については事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、3番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。8日に地元推進委員2名、事務局で現地の確認をいたしました。2番については昭和40年に植林をして、山林として利用してきた。20年以上前より、_____については昭和53年に自宅を建築し、宅地として利用している。全ての書類が添付されていることからよろしく申し上げます。3番については、これも同じく地元推進委員と事務局で現地を確認しましたが、昭和37年ごろに建物を新築して、宅地として現在まで使用している。全ての書類が添付されているということです。写真とか地図、始末書、現地地図など添付されておるということですので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借で6,657㎡、畑の賃貸借で5,960㎡、契約件数は8件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で13,374㎡、契約件数は15件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,884㎡、契約件数は6件でございます。

美杉地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて29,915㎡、畑の集積が、賃貸借で5,960㎡、合計契約件数は29件、合計面積は35,875㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区2件、一志地区8件で合計10件、合計面積は18,267㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で34.5%、面積で50.9%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限は該当ございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これもちまして、第6回 第2農地部会を閉会します。

午後 3 時 5 8 分

上記は、第 6 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 3 0 年 6 月 1 8 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____